

魚津市立片貝・吉島・西布施小学校統合準備会設置要綱  
(設置)

第1条 魚津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、魚津市立片貝・吉島・西布施小学校の学校統合にあたり、必要な事項について検討及び調整し、新学校への円滑な移行を推進することを目的として、魚津市立片貝・吉島・西布施小学校統合準備会(以下「統合準備会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 統合準備会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 校名、校歌、校章、校旗及び記念事業に関する事項
- (2) 学校運営、教育計画及び学校行事等に関する事項
- (3) 統合移転準備に関する事項
- (4) 生徒指導計画、学校指定品及び通学方法に関する事項
- (5) P T A、学童保育、児童クラブ及び後援会に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 統合準備会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 片貝、加積、天神、西布施地区の代表者
- (2) 片貝、吉島、西布施小学校の保護者の代表者
- (3) 片貝、吉島、西布施小学校校長
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は前条に定める検討事項が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 統合準備会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選において定め、副会長は会長が指名し、委員の同意を得て定める。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、統合準備会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 統合準備会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要

な説明又は意見を聞くことができる。

5 会議は、統合準備会の決定により公開しないことができる。

(部会)

第7条 統合準備会に、第2条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整を行うため、次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 教務・事務部会
- (3) 生活部会
- (4) 組織部会

2 前項に規定された部会の部会員及び検討事項は、別表のとおりとする。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員の互選において定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が、その職務を代理する。

5 部会は、必要に応じて検討事項を統合準備会に報告するものとする。

(設置期間)

第8条 統合準備会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。

(庶務)

第9条 統合準備会の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、統合準備会の運営に関し必要な事項は、会長が統合準備会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

部会名	部会員	検討項目
総務部会	学校長 関係職員等	校名、校歌、校章、校旗に関すること
		記念式典に関すること
		その他総務部会に関すること
教務・事務部会	学校長 教頭 保護者 関係職員等	校内環境整備等に関すること
		教育目標等に関すること
		教育指導計画等に関すること
		事前交流事業等に関すること
		予算・会計に関すること
		設備及び備品等の整備、移転、廃棄に関すること
		その他教務・事務部会に属すること
生活部会	学校長 教頭 保護者 関係職員等	生徒指導計画等に関すること
		学校指定品に関すること
		通学路・通学方法に関すること
		その他生活部会に属すること
組織部会	学校長 教頭 保護者 関係職員等	PTA・後援会組織に関すること
		学童保育・放課後子ども教室に関すること
		児童クラブに関すること
		スポーツ少年団に関すること
		その他組織部会に属すること